

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子どもの医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葉山町は、子どもの医療費の助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

葉山町長

公表日

令和6年5月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもの医療費の助成に関する事務
②事務の概要	葉山町は、子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格者等の資格確認（課税情報の確認・生活保護の受給の有無・その他医療証助成制度の受給の確認） ②医療費助成対象者の医療証交付 ③医療費助成の認定、支給、通知 ④転出、転入等による世帯情報変更及び資格喪失等の確認
③システムの名称	・医療費助成システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葉山町条例第20号以下「番号条例」という。） 別表第1 葉山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年葉山町条例第16号）による子どもの医療費の助成に関する事務 ・葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年葉山町規則第27号以下「番号規則」という。） 別表 子どもの医療費の助成に関する事務
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第12号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成27年7月15日特定個人情報保護委員会規則第1号）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子ども育成課
②所属長の役職名	子ども育成課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 葉山町福祉部子ども育成課 電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 葉山町福祉部子ども育成課 電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]